

浜松市立中郡中学校 生活の決まりやルールについて

ア 持ち物・服装

制服 (学校指定標準制服)	学生服	・ボタンは全て留める。・ズボンを下げてはかない。・カラーをつける。
	セーラー服	・袖のホックを全て留める。・スカートはひざが隠れる長さとする。 ・スカーフをつける。・校章をつける。
校内服	・校内での生活は学校指定ジャージ、体操服、学校Tシャツで活動する。	
通学靴	・白一色の運動靴とする。・ハイカットは不可。・内側に記名する。 ・靴底が平らでないランニングシューズ	
上靴	・学校指定のものとする。・踵を踏んではかない。・記名する。	
靴下	・くるぶしが完全にかくれる長さとする。・白一色(メーカロゴやラインは不可)	
通学カバン	・学校指定のナップザックとサブバッグとする。 ・目印として、小さめのキーホルダーを一つだけ付けてもよい。	
頭髪	・染髪、脱色、パーマは禁止する。整髪料の使用を禁止する。 ・後ろ髪は肩までの長さとし、それ以上に伸ばす場合は、黒・紺・茶色のゴムでしばる。しばる場所は、耳よりも低い高さとする。 ・前髪は目にかからないようにする。・流行を意識した髪型(ツブブロック・ソフトモヒカン・アシンメトリー等)は禁止する。	

制服・校内着基準	制服	校内服	学校Tシャツ	部活指定服
登校時	○	×	×	×
登校後(校内生活)	○(試験)	○	○	×
体育実技授業	×	○	○	×
部活動	○	○	○	○
下校時	○	○(部活)	○(部活)	○(部活)
儀式的行事(朝礼等)	○	×	×	×

その他	・アクセサリーの着用、化粧等は禁止する。 ・眉毛を加工することを禁止する。
-----	--

イ 夏季服装 6月～9月

制服	学生服	・学校指定標準夏用制服 ・白いワイシャツ
	セーラー服	・学校指定標準夏用セーラー服
	・登下校時の制服の内側には、体操服か学校Tシャツを着用する。	
日焼け止めクリーム	・使用する場所や場面に配慮する。(トイレなど、人目につかない場所)	
制汗剤	・無香料の物とする。・使用する場所や場面に配慮する。 ・スプレータイプの物は禁止する。・ゴミは自分で持ち帰る。	
その他	・うちわ、扇子の使用は禁止する。	

ウ 冬季服装 10月～6月

制服	学生服	・学校指定標準制服
	セーラー	・学校指定標準セーラー服
セーター トレーナー 肌着	・ジャージの内側に着用する際は、首もとや袖、裾から見えないように配慮する。 ・色は、白、紺、黒、グレーなど体操服やジャージと並べて違和感の無い色とし、ワンポイントロゴは良いが、派手なプリントは不可とする。 ・丸首かVネックのみとし、ハイネックやフード付きは禁止する。	
ウィンドブレーカー	・学校、または部活動で指定された(または個人の所有物で華美でないもの)ウィンドブレーカーを、登下校時や休日の部活動で着用可とする。 ・1, 2月の厳冬期は上下ウィンドブレーカーで登下校してもよい。下ウィンドブレーカーを持っていない生徒は下ジャージでも良い。 ・儀式的行事などで、制服着用が必要な時はその都度指示します。	
タイツ、スパッツ	・1, 2月の厳冬期は下にタイツ・スパッツ(色は黒、紺)をはいてきてもよい。着替えの場所がないので、1日そのままでも良い。(体育の授業についても同じ。)	
防寒具	・マフラー、ネックウォーマー、手袋を使用してもよい。華美でないもの。 ・ロングマフラーは安全上の問題から禁止する。 ・耳がしもやけで困っていてどうしても耳当てが必要な生徒は担任に相談する。	
使い捨てカイロ	・必ず記名すること。使用後は持ち帰り、学校のゴミ箱には絶対に捨てないこと。	
その他	・膝掛け、耳当て、ニット帽、電気式の暖房器具は禁止する。	

※本来であれば制服での登下校を重視すべきです。安易に楽な服装を選択するのではなく、社会の常識やマナーを常に意識した服装にいきましょう。

※儀式的行事では、制服の下にジャージを着ないこと。